

特定計量制度および特定計量システム のご利用に伴うご説明資料

2026年3月2日

九州電力送配電株式会社

- 本資料は、2026年4月から特定計量システムの利用が可能になることを受け、受電点事業者向けに制度の趣旨や、特定計量システムの概要、特定計量システムを利用したサービスおよびサービスの申込方法等について説明を行なうものです。
- なお、本資料は、2025年9月にお知らせしたし内容を更新（2026年3月上旬公開としていた章の追加および公開済みの内容の一部加除修正）のうえ、再公開するものです。

章	項目	頁
1-1.特定計量制度の概要	1-1-1.制度導入の背景および内容	5
1-2.特定計量システムの概要	1-2-1.特定計量システムの概要	6
	1-2-2.特定計量システムの利用にあたる費用負担について	7
1-3.特定計量システムを利用するサービスの分類 およびスキーム	1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類	8
	1-3-2.パターン1(需給調整市場における調整力の 供出)の概要	9
	1-3-3.パターン2(機器点電力量提供サービス)の概要	10
	1-3-4.受電点・機器点の組合せ	11
2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係 規程類	2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する 関係規程類	13
2-2.特定計量システムの利用に際して必要となる 技術要件	2-2-1.特定計量システムの利用に際して必要となる 技術要件	14
3-1.特定計量システムの申込種別について	3-1-1.特定計量システムの申込種別について	16
3-2.新增設申込みについて	3-2-1.新增設申込みの際しての要件	17
	3-2-2.新增設申込みの際しての留意点	18~21
	3-2-3.新增設申込みの際してのお願い事項(機器点 計量器等の設置)	22
	3-2-4.新增設申込みの方法等	23~25
	3-2-5.新增設申込みのフロー	26

章	項目	頁
3-3.廃止申込みについて	3-3-1.廃止申込みの方法等	27~28
	3-3-2.廃止申込みのフロー	29
3-4.登録情報変更申込みについて	3-4-1.登録情報変更申込みの方法等	30
	3-4-2.登録情報変更申込みのフロー	31
4-1.特定計量システムを用いたサービス内容	4-1-1.電力量算定の単位および提供桁数(全体)	33
	4-1-2.電力量の算定(パターン1)	34~35
	4-1-3.電力量の算定(パターン2)	36~37
	4-1-4.電力量の算定(同一特例計量器等でパターン1+パターン2を利用する場合)	38
	4-1-5.電力量データの提供(パターン1)	39
	4-1-6.電力量データの提供(パターン2)	40
5-1.特定計量システムのご利用に際して	5-1-1.サービス利用に際しての留意点(パターン1)	42~43
	5-1-2.サービス利用に際しての留意点 (パターン1 および 2)	44
	5-1-3.特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い	45
6-1.定義	6-1-1.用語の定義	47~48

1-1. 特定計量制度の概要

1-2. 特定計量システムの概要

1-3. 特定計量システムを利用するサービスの
分類およびスキーム

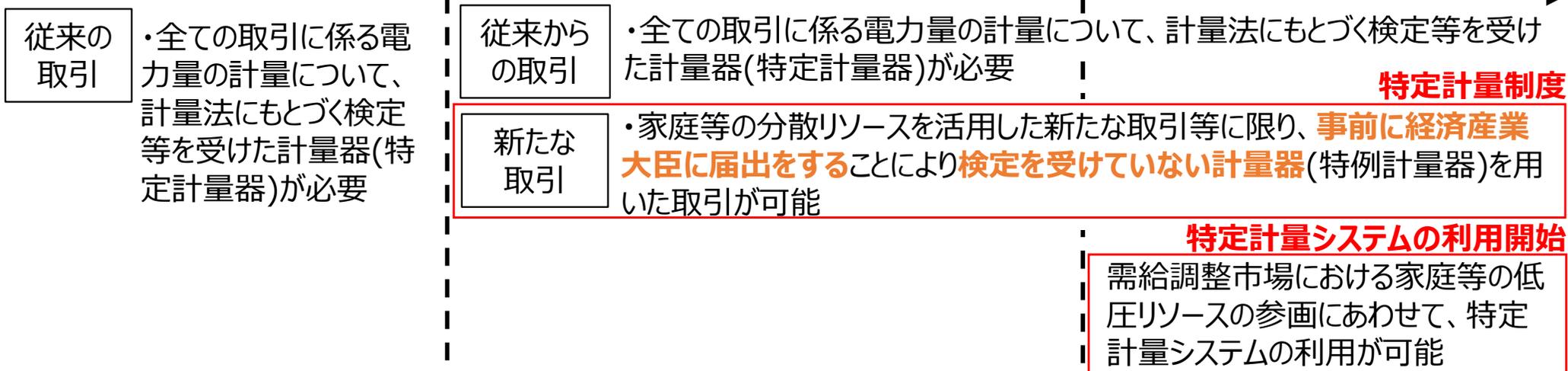
➤ 特定計量制度導入の背景

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しています。また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など。以下「特例計量器」という。）の利用ニーズが高まっているところです。
- そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために**2020年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」**において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。
- 本制度は、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に限り、事前に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その**届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができるものです。**
- 計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが次世代スマートメーター制度検討会にて整理されました。なお、**特定計量システムは、2026年4月から利用可能となります。**

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html

2020年6月

2026年4月

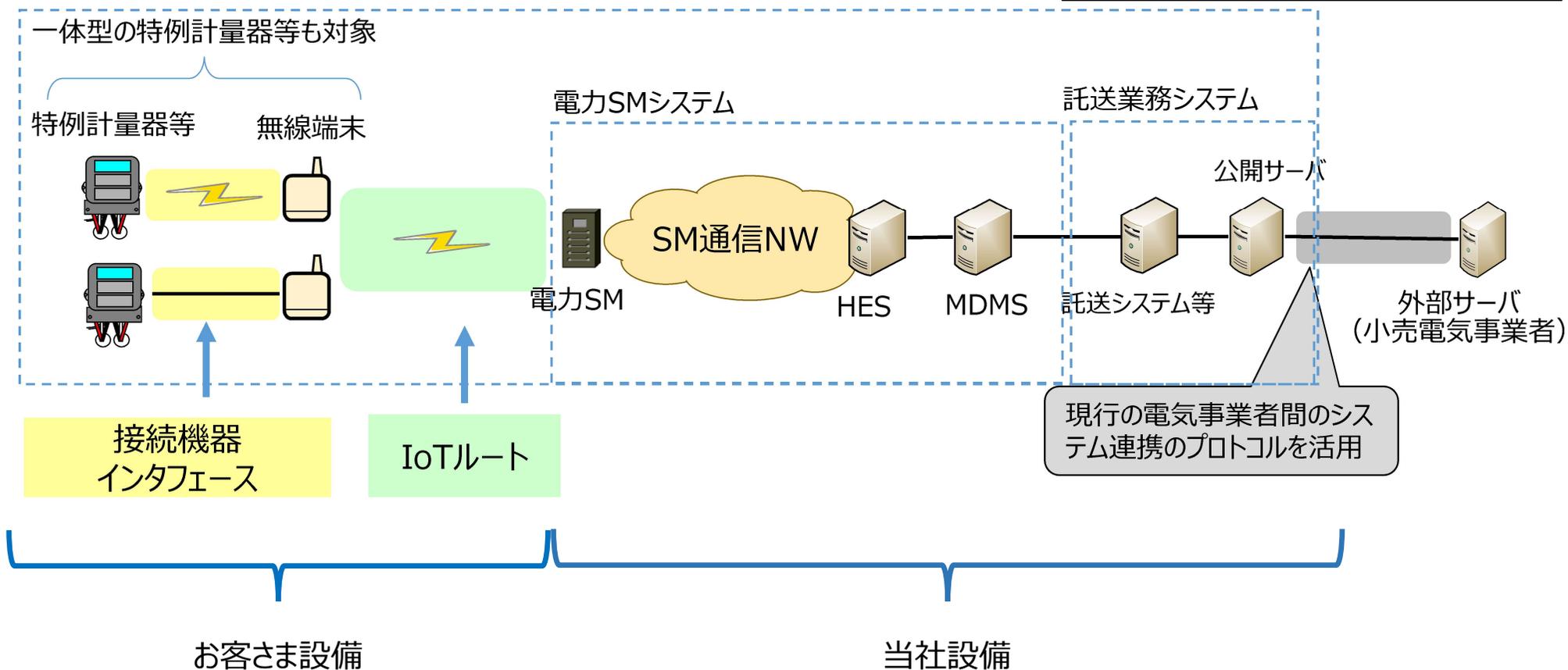


➤ 特定計量システムの構成

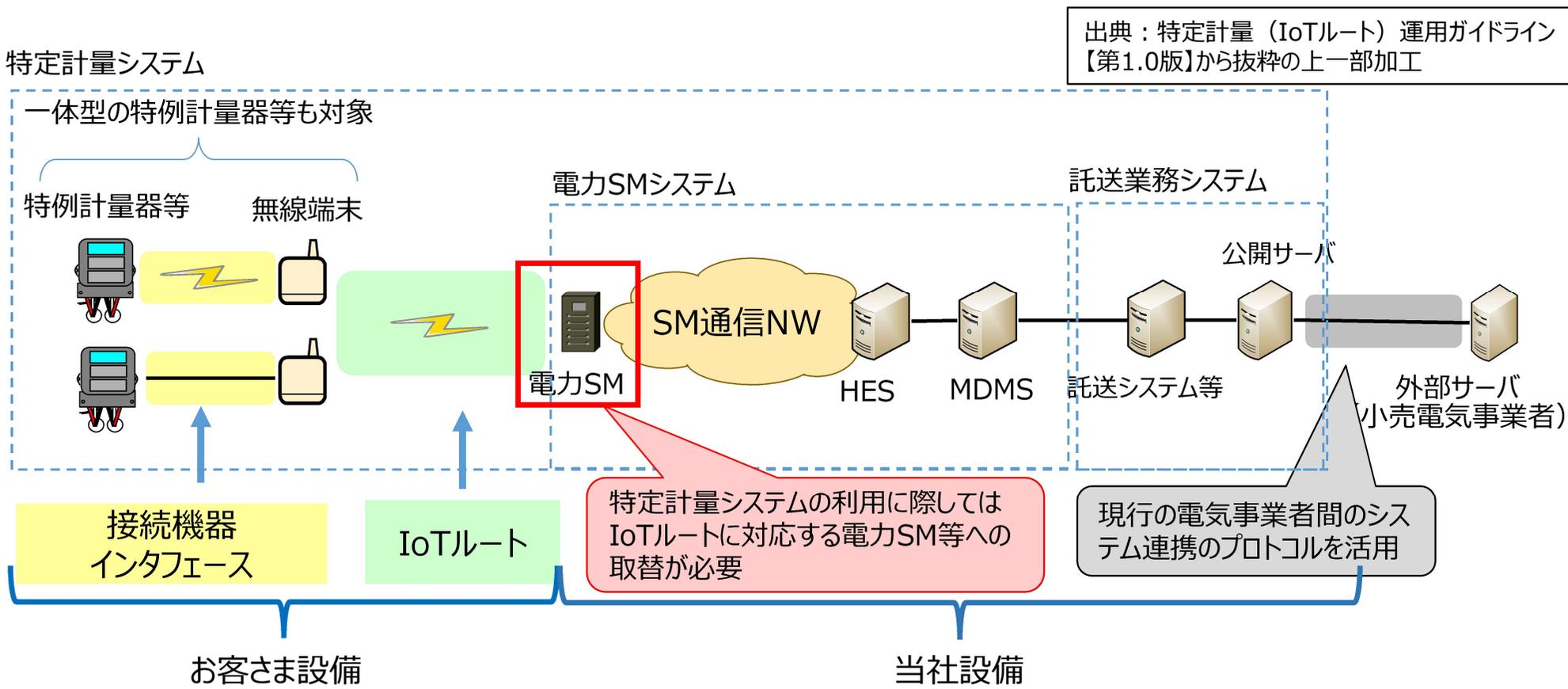
- 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものです。
- 特定計量システムは、2026年4月から開始となります。
 ※受電点が低圧の機器点を対象とする取引から開始となり、受電点が高圧の機器点を対象とする取引は2027年4月から対象となります。
- 詳細の構成イメージは以下のとおりです。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋の上一部加工

特定計量システム



- 特定計量システムの利用にあたっては、IoTルートに対応する電力SM等に取り替える必要があります。
- なお、この場合、当社は**原則として受電点に設置する電力SM等の取替工事にかかる費用を申し受けます。**
- 特定計量システムの利用にあたって、IoTルートに対応する電力SM等の取替工事を実施した後に、**特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合においても、当社は工事に要した費用を申し受けます。**
- また、工事前に特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合において、**実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量、監督、資材調達等に費用を要したときは、当社はその費用を申し受けます。**



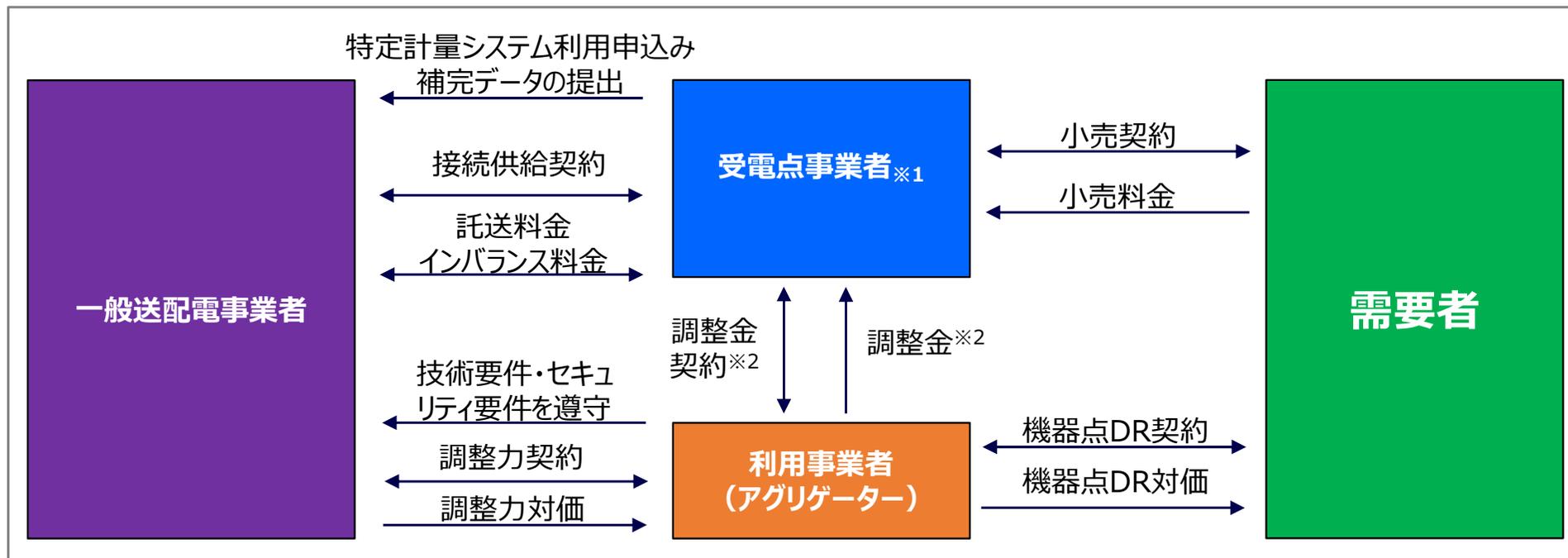
- 特定計量システムを利用するサービスには、需給調整市場における調整力の供出（以下「パターン1」という。）と機器点電力量提供サービス（以下「パターン2」という。）があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

<p>需給調整市場における調整力供出 (パターン1)</p>	<p>【発電・放電リソースの場合】 機器点からの調整力供出分（下図の「20」）を把握するための調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、その契約の中で調整力を供出する。</p>	<p>【需要負荷抑制の場合】 機器点での基準値（下図の「100」）を設定し、機器点での実測値（下図の「80」）との差分（下図の「20」）を、調整力の量として把握する調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、調整力を供出する。</p>
<p>機器点電力量提供 (パターン2)</p>	<p>当社は、機器点の計量値を受電点事業者へ提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供する。</p>	

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。
- 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 当社と利用事業者（アグリゲーター）の間では調整力契約を締結します。
- 受電点事業者と利用事業者（アグリゲーター）の間では、必要に応じて、調整力の供出に伴う便益を調整するための調整金契約を締結します。

➤ パターン1における各事業者の関係（イメージ）



※1 パターン1の場合、受電点事業者に対しては機器点電力量の提供は行なわない

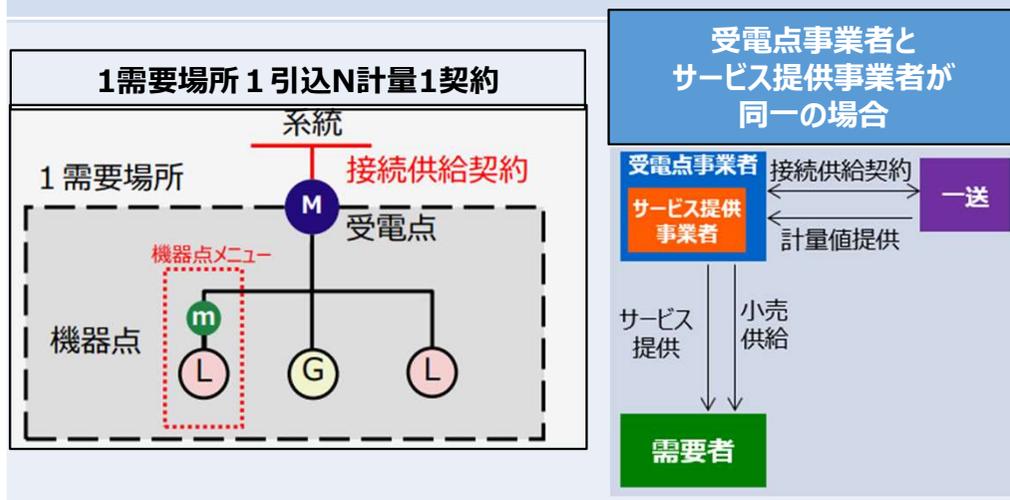
※2 従来のネガワット調整金と同様の仕組みとなる。

- 当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値(順潮流の計量値に限る)を、受電点事業者へ提供することをいいます。
- 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 受電点事業者と利用事業者(サービス提供事業者)が異なる場合、利用事業者(サービス提供事業者)は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値を受け取る必要があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

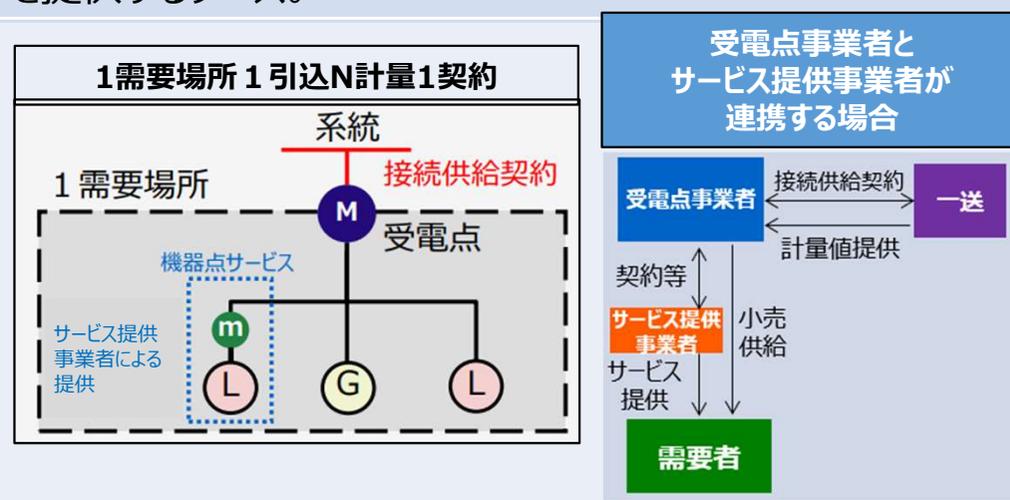
受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社から受電点事業者に提供し、当該受電点事業者が機器点の計量値を用いた小売料金メニュー等を需要者へ提供するケース。



受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社は受電点事業者へと提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供するケース。



- 各サービスにおける電力SMと特例計量器等の組合せは下表のとおりです。
- 1 供給地点ごとに接続可能な特例計量器等の台数は **4台**までといたします。

凡例： 高圧 低圧

電圧区分	パターン1	パターン2
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 高圧以上 機器点 = 高・低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)
受電点 = 低圧 機器点 = 低圧	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (発電・需要) 特例計量器等② (発電・需要) 特例計量器等③ (発電・需要) 特例計量器等④ (発電・需要) 	電力 SM <ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等① (需要) 特例計量器等② (需要) 特例計量器等③ (需要) 特例計量器等④ (需要)

2-1. 特定計量システムの利用に際して遵守する
関係規程類

2-2. 特定計量システムの利用に際して必要となる
技術要件

➤ 特定計量の開始に際しての経済産業大臣への届出

- 特定計量制度の利用にあたっては、事前に経済産業大臣への届出が必要となります。
- 経済産業大臣への届出に関する詳細については、経済産業省のHPをご確認ください。

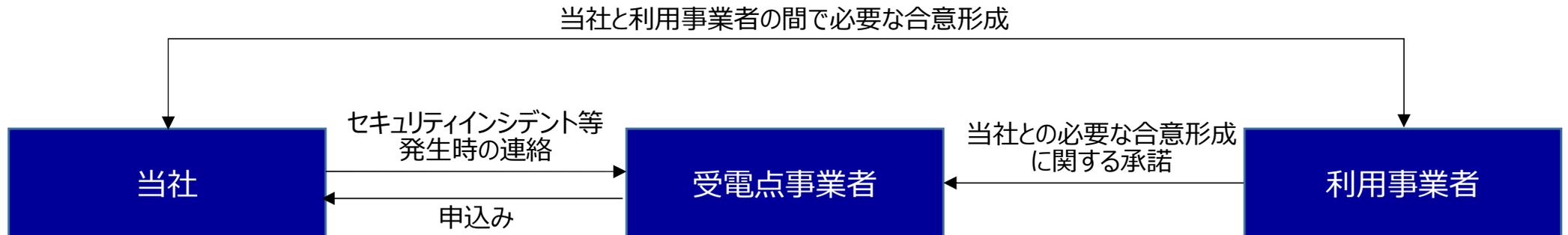
【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html#p05

➤ 特定計量システムの利用に際して遵守する規程等

- 特定計量システムの利用に際しては、サービスにより以下の規程等を遵守していただく必要があります。

サービス	規程
パターン 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.kyuden.co.jp/library/td/pdf/td_tokutei_keiryou/td_guideline.pdf ● 取引規程(需給調整市場) https://www.eprx.or.jp/outline/announcement.html
パターン 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryoguideline.pdf ● 特定計量(IoTルート)運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.kyuden.co.jp/library/td/pdf/td_tokutei_keiryou/td_guideline.pdf ● 機器点電力量提供に係る利用規約 https://www.kyuden.co.jp/library/td/pdf/td_tokutei_keiryou/td_terms.pdf

- 特定計量システムの利用に際して、外部接続基準・ガイドラインに記載する技術要件を満たしていただきます。
- 必要となる技術要件については、13ページに掲載しておりますリンク先から外部接続基準・ガイドラインをご参照ください。
- なお、特定計量システムの利用にあたって、当該基準・ガイドラインには当社と利用事業者の間で必要な合意事項が記載されており、当該合意事項について利用事業者から承諾をさせていただきます。
- また、特定計量システムに関するセキュリティインシデント等の発生時における当社との連絡窓口については受電点事業者にご担当いただきます。



3-1. 特定計量システムの申込種別について

3-2. 新增設申込みにについて

3-3. 廃止申込みにについて

3-4. 登録情報変更申込みにについて

■ 各種申込みパターンの例は以下のとおりです。

申込種別	具体的な申込みケース
<p>新增設申込みが必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに特定計量システムの利用を開始したい場合または、同一供給地点において機器点を追加したい場合 受電点契約スイッチング（以下「SW」という。）後も引続き特定計量システムを利用したい場合（申込者はSW後の受電点事業者となる） 受電点契約再点に伴い再度特定計量システムを利用したい場合
<p>廃止申込みが必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定計量システムの利用を終了したい場合（同一供給地点にある複数機器点の内、一部機器点の利用を終了したい場合を含む）
<p>廃止申込と新設申込の両方が必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特例計量器等や無線端末等の設備取替を実施する場合 例：無線端末を取り替える場合、利用中機器点の廃止申込の上、新規ご利用開始申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、無線端末ID等を取替後の情報に更新してご入力ください）。 サービスの変更を行なう場合（「パターン1⇒パターン2」、「パターン2⇒パターン1」） 例：「パターン1」から「パターン2」に利用サービスを変更したい場合、利用中機器点の廃止申込の上、パターン2の新規ご利用開始申込が必要となります。 パターン1において機器点リソースの種類を変更する場合（「需要のみ⇒発電のみ」、「発電のみ⇒需要のみ」） 例：「需要のみ」から「発電のみ」に機器点リソースの種類を変更したい場合、利用中機器点の廃止申込の上、新規ご利用開始申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、『機器点リソースの種類』の項目を「発電のみ」にご選択ください）。
<p>登録情報変更申込みが必要な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先が変更となる場合 認証パスワードが変更となる場合 サービスの追加または一部廃止をする場合（「パターン1⇒パターン1+パターン2」、「パターン1+パターン2⇒パターン2」等） パターン1において機器点リソースの種類を追加または一部廃止する場合（「需要のみ⇒需要+発電」、「需要+発電⇒発電のみ」等）

▶ 利用申込みに際しての留意点

- 利用申込みにあたり、主な留意点は以下のとおりです。
- その他詳細な留意点については、13ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」をご参照ください。

＜主な留意点＞

- サービス成立までお時間をいただく場合について
サービスの申込み後、本サービスの成立までにお時間を頂戴する場合があります。その際は、受電点事業者に対し事前にお知らせいたします。(例：IoTルートに対応するスマートメーターの在庫が不足している場合など)
- 申込みをお断りする条件
ご利用に際し、以下の条件に該当する場合は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
 - ・自動検針の対象外の地点である場合
 - ・IoTルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
 - ・IoTルートに対応する計量器のラインナップが無い場合
 - ・その他当社が本サービスを提供できないと判断した場合
- 不具合発生時の対応
当社が設置した計量器またはネットワークに不具合があり、本サービスをご利用いただけない旨の連絡をいただいた場合、当社は速やかに適切な措置を講じます。なお、措置を講じた場合でも、不具合が解消されないことがあります。
- 予備送電サービスにおける計量器の設置台数
常時の接続送電サービスとは異なる電力SMで予備送電サービスを計量している場合であっても、接続可能な特例計量器等の台数は4台までとします。
- 分割接続供給等の地点における申込み
分割接続供給等の地点は各機器点に対して片方の受電点事業者からの申込みとさせていただきます。なお、同一機器点に関して異なるサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく同一の受電点事業者から申込みをお願いします。

▶ 利用申込みに際しての留意点

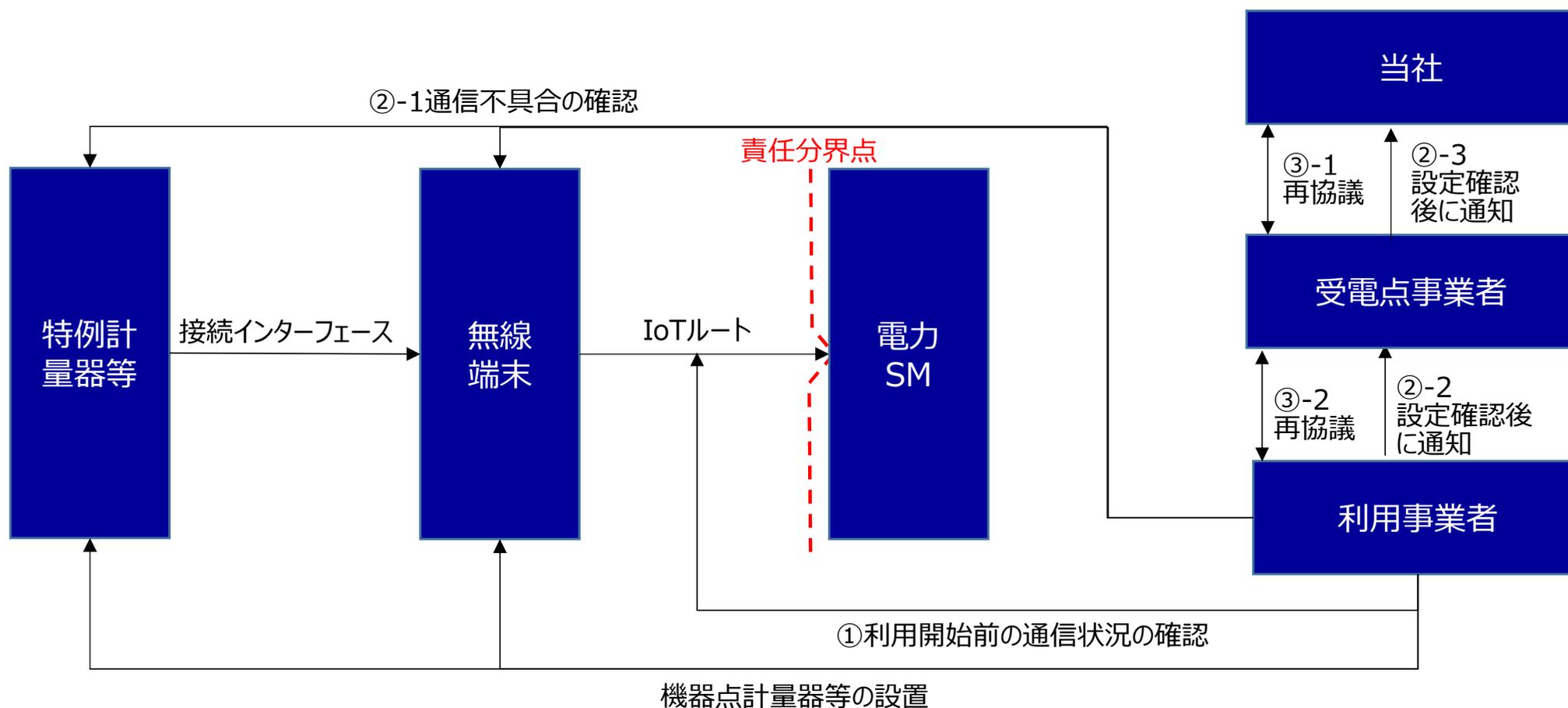
- 利用申込みにあたり、主な留意点は以下のとおりです。
- その他詳細な留意点については、13ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程(需給調整市場)」または「機器点電力量提供に係る利用規約」をご参照ください。

＜主な留意点＞

- サービス成立までお時間をいただく場合について
サービスの申込み後、本サービスの成立までにお時間を頂戴する場合があります。その際は、受電点事業者に対し事前にお知らせいたします。(例：IoTルートに対応するスマートメーターの在庫が不足している場合など)
- 申込みをお断りする条件
ご利用に際し、以下の条件に該当する場合は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
 - ・自動検針の対象外の地点である場合
 - ・IoTルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
 - ・IoTルートに対応する計量器のラインナップが無い場合
 - ・その他当社が本サービスを提供できないと判断した場合
- 不具合発生時の対応
当社が設置した計量器またはネットワークに不具合があり、本サービスをご利用いただけない旨の連絡をいただいた場合、当社は速やかに適切な措置を講じます。なお、措置を講じた場合でも、不具合が解消されないことがあります。
- 予備送電サービスにおける計量器の設置台数
常時の接続送電サービスとは異なる電力SMで予備送電サービスを計量している場合であっても、接続可能な特例計量器等の台数は4台までとします。
- 分割接続供給等の地点における申込み
分割接続供給等の地点は各機器点に対して片方の受電点事業者からの申込みとさせていただきます。なお、同一機器点に関して異なるサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく同一の受電点事業者から申込みをお願いします。

<通信確認における主な留意事項>

- ① 開始希望日の4営業日前までにIoTルートを開通させるため、受電点事業者は利用事業者と連携いただき、利用事業者はサービス提供開始までの期間で通信状況をご確認いただくこと。
- ② 通信の不具合が発生した場合、受電点事業者は、本サービスを利用するために必要な特例計量器等・無線端末・その他付随して必要となる全ての機器等に故障や設定の誤りがないことを確認し、本サービスの利用ができない場合に当社にその旨を通知いただくこと。
- ③ ②の対応状況によっては必要に応じて当社とサービス提供開始日を再協議すること。



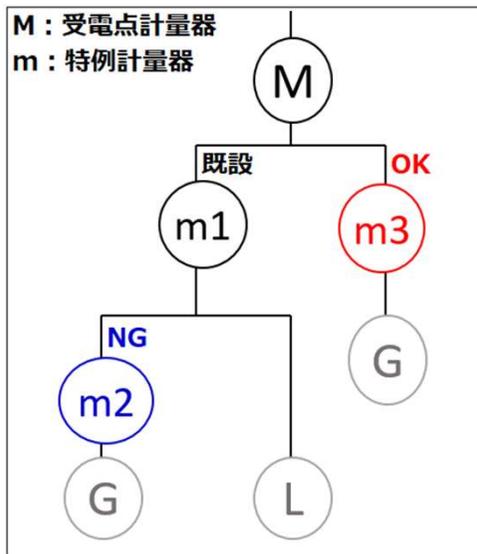
- 以下のパターン1参入条件に該当していない場合、機器点でパターン1として需給調整市場へ参入することはできません。
- 以下のパターン1参入条件は受電点事業者からIoTルート開通申込をいただいた時点で確認し、**いずれかの条件**に該当していないことを確認した場合は**受付をお断りさせていただきます**。
- なお、需給調整市場参入の際の事前審査でも、パターン1参入条件に該当していないことを確認いたします。
- 詳細な参入条件はから「取引規程(需給調整市場)」を参照ください。

➤ パターン1参入条件

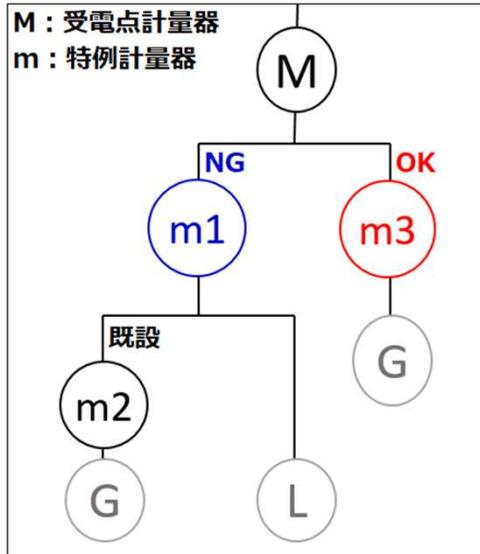
1. 受電点で託送供給等約款に定める需要抑制量調整供給契約を実施していないこと
2. 受電点で需給調整市場へ参入していないこと
3. 受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと
4. 本申込みにおける機器点が再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いていないことおよび、再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線になっていないこと
5. (本申込における機器点電圧が低圧かつ、受電点電圧が低圧の場合) 受電点で発電量調整供給契約を締結している場合、需要バランシンググループで代表者契約の選任または選任を予定していないこと
6. (本申込における機器点電圧が低圧かつ、受電点電圧が低圧の場合) 受電点で発電量調整供給契約を締結している場合、発電バランシンググループと需要バランシンググループが同一事業者であること
7. (受電点が分割供給地点の場合) 本申込における機器点でパターン1・パターン2を申込する場合、同一の事業者からの申込であること
8. 受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特定計量器等が並列接続となっていること

■ パターン1参入条件「8.受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特定計量器等が並列接続となっていること。」について、参入可となるケース、参入不可となるケースについては以下のとおりです。

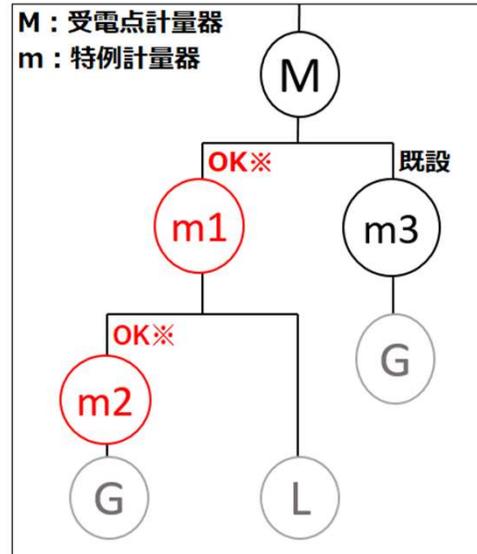
【m1が既設の場合】



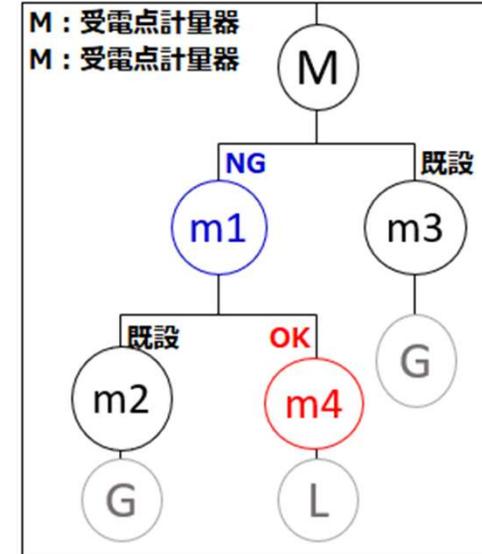
【m2が既設の場合】



【m3が既設の場合】



【m2とm3が既設の場合】



m1 : 既設
 m2 : m1と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参入NG**
 m3 : m1と並列接続であるため**参入OK**

m1 : m2と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参入NG**
 m2 : 既設
 m3 : m2と並列接続であるため**参入OK**

m1 : m3と並列接続であるため**参入OK**
 m2 : m3と並列接続であるため**参入OK**
 m3 : 既設
 ※m1とm2両方の設置は**参入NG**

m1 : m3とは並列であるが、m2とは並列でないため**参入NG**
 m2 : 既設
 m3 : 既設
 m4 : m2、m3両方と並列接続であるため**参入OK**

- 利用申込みは、IoTルート開通作業を円滑に実施するため、原則、機器点計量器等の設置後に実施してください。
- また、無線端末の設置場所については、以下を参照のうえ通信が到達できる箇所へ設置してください。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

■ 推奨される無線端末の設置場所

○920MHz帯無線方式「Wi-SUN Enhanced HAN方式」

- 電力SMからの距離が近く、壁等の遮蔽物が少ない場所（部屋）への設置が望ましい。
 - 電力SMと無線端末の距離が離れたり、間に遮蔽物があると、信号は減衰する場合がある。
 - 金属や断熱材の遮蔽物は減衰が大きい場合がある。
- 無線端末設置場所において電波強度を測定した場合、Wi-SUN Allianceが定める受信感度である-88dBm以上の通信強度が確保されることが求められる。
- 利用事業者は、無線端末設置場所を電力SM設置場所との関係からより強い電波強度が得られる場所に設置することを推奨する。

➤ 新增設申込みを行なう際の注意事項

- 分割接続供給等により1地点に複数受電点事業者が存在する場合で、同一機器点に関してサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく、事前に受電点事業者間で調整のうえ、同一の1受電点事業者から申込みをお願いします。
- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの利用申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約の申込みも実施いただく必要があります。
- 本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。
- また、本サービスの利用開始前に調整力契約申込みの取下げを希望する場合は、特定計量システムの利用申込みについても、取下げの連絡を当社へすみやかにいただく必要があります。

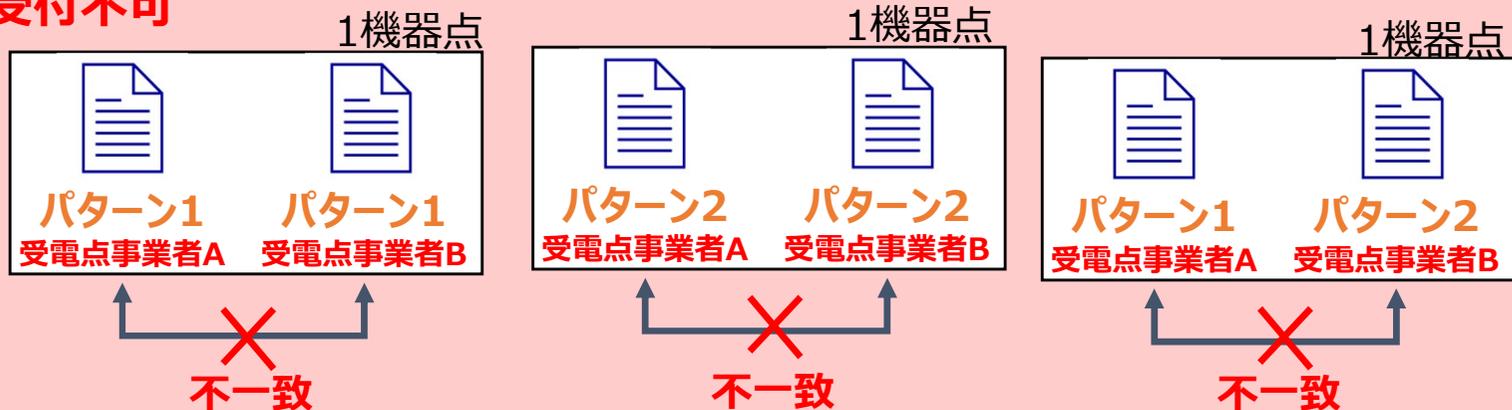
パターン1の場合に必要な申込み



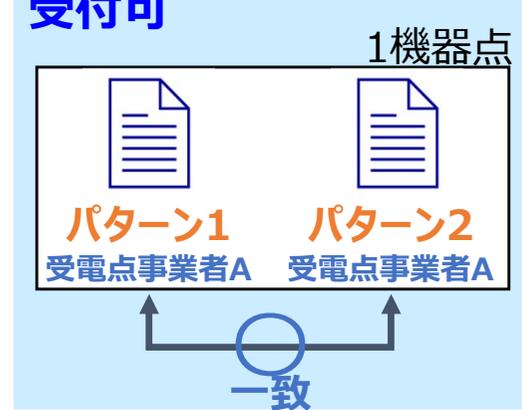
※調整力契約の申込取下げ時は、受電点事業者から特定計量システムの利用申込みについて取下げが必要となります。

分割接続供給等の地点における申込み可否

受付不可



受付可



➤ 申込み方法

■ 申込みにあたっては、受付システムから申込みいただく必要があります。なお、申込みは、機器点単位でいただくものとします。
 <受付システム> <https://www.kyuden.co.jp/td/service/electric-work-shop/application.html>

当社の供給工事に「引込線付近図」「屋内配線図」「配線図」の情報が必要なため、オンラインによる作成または資料の添付を必ず行ってください。

引込線付近図	※古の「資料添付」ボタンで既存の電子データ(引込線付近図)の添付も可能です。 オンラインで引込線付近図を作成
屋内配線図	※古の「資料添付」ボタンで既存の電子データ(屋内配線図)の添付も可能です。 オンラインで屋内配線図を作成
配線図	※古の「資料添付」ボタンで既存の電子データ(配線図)の添付も可能です。 オンラインで配線図を作成
送付資料	※資料添付できず、別途資料送付する場合はチェックしてください。(複数選択可) <input type="checkbox"/> 電気契約に関する資料(覚書等) <input type="checkbox"/> 電気設備に関する資料(青焼図面等) <input type="checkbox"/> 機器に関する資料(カタログ等) <input type="checkbox"/> その他資料

引込線付近図や配線図等の既存の電子データを添付される場合やカタログ等の電子データを添付される場合はこちらから添付してください。

資料添付

(参考)
 添付可能なファイル拡張子は以下のとおりです。
 [jpeg], [jpe], [xls], [xlsx], [doc], [docx], [pdf], [xodw]
 ※CADデータはPDF等に交換して添付してください。

特定計量システム申込書を添付のうえ、資料の種類で「特定計量申込書」を選択

ファイルの選択 添付資料 特...量申込書.xlsx ※添付するファイルにはパスワードを設定しないでください。

資料の種類
 特定計量申込書 [添付]

スクリプト用工事設計図
 特定計量申込書

資料名をクリックする事で、添付済みの資料を確認する事が出来ます。添付済みの資料を削除する場合は、「削除」ボタンをクリックして下さい。添付済み資料の種類を変更する場合は、「変更」ボタンをクリックの上、資料の種類を変更してください。

No.	資料名	資料の種類	変更	削除	資料の種類変更

[閉じる]

- 【凡例】
- 当社
 - 受電点事業者
 - 利用事業者

特定計量システム
新增設申込み

- ・開始申込みについては、開始希望日の**10営業日前まで**に申込みいただく必要があります。
- ・受電点事業者は、当社所定の申込書に必要事項を記載し、受付システムから申込みを行なっていただきます。
- ・パターン2の申込みにあたっては、「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意いただきます。

承諾および工事日連絡

- ・パターン2の場合は、申込承諾をもってサービス成立となります。
ただし、パターン1の場合は、調整力契約の締結をもって契約成立となります。
- ・あわせて、ペアリングID (Pairing ID) を通知します。
- ・計量器取替工事がある場合は、パターン2の利用開始日または、パターン1におけるIoTルート開通日を調整する場合があります。

計量器工事が発生した場合

計量器取替工事

- ・IoTルートを構築できない計量器が取り付けられている場合、IoTルートに対応するスマートメーターへ取替工事を行ないます。

IoTルート開通作業

- ・パターン1の場合、申込時にいただく開通希望日までIoTルートを開通します。
- ・パターン2の場合、利用開始日から起算して4営業日前までにIoTルートを開通します。

通信状態確認

- ・受電点事業者は利用事業者と連携いただき、利用事業者は、通信の到達状況を確認していただきます。

不具合解消対応

- ・利用事業者は、通信の不具合が発覚した場合、原因の究明と不具合解消のための対応をしていただきます。

不具合が発生した場合

不具合連絡

- ・受電点事業者は、通信の不具合の原因究明と不具合解消のための対応をしてもなお、不具合が解消しない場合は、当社へ連絡していただきます。

不具合解消対応

- ・受電点事業者からの問い合わせを受け、不具合解消のための対応を行ないます。

サービス開始日調整

- ・パターン2の場合、通信不具合によりあらかじめ定めた日に開始できないことが明らかになった際は、受電点事業者へ通知し、改めてサービス開始日を定めます。

お知らせ通知

- ・パターン1の場合、手続き完了の連絡と機器点特定番号をお知らせいたします。
- ・パターン2の場合、サービス利用開始日と機器点特定番号をお知らせいたします。

サービス開始

※ やむをえない理由により、あらかじめ定めた日にパターン2の利用を開始できない、または、パターン1におけるIoTルートの開通ができないことが明らかになった場合は、その旨を受電点事業者へ通知し、受電点事業者と協議によりサービスの開始日またはIoTルートの開通日を定めます。

➤ 廃止申込みと申込み方法

- 廃止申込みとは、特定計量システムの利用終了や特例計量器等および無線端末を取替する場合、またはサービス変更等の際に必要な申込みです。(具体的な申込パターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式により受付システムから、**終了希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。(例：1受電点に4つの機器点が存在する場合で、全ての機器点を廃止したい場合は、申込みを4件いただく必要があります。)
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問い合わせください。

特定計量システム廃止申込書

申込日

九州電力送配電株式会社 宛

特定計量システム利用（新增設・廃止・登録情報変更）申込書

1. 同意事項 ※申込みにあたり、以下の内容について確認のうえ、チェックをお願いします。

① 特定計量システムを利用するにあたり、以下を遵守します。

② 特定計量システムを利用するにあたり、以下の事項を遵守する必要があります。

③ 特定計量システムを利用するにあたり、以下の事項を遵守する必要があります。

④ 特定計量システムを利用するにあたり、以下の事項を遵守する必要があります。

⑤ 特定計量システムを利用するにあたり、以下の事項を遵守する必要があります。

2. 申込内容 ※2台以上の特例計量器等を廃止される場合は、2台目以降の特例計量器情報につきましては、別紙をご利用ください。

申込種別			
利用用途	パターン1(電力量専用)	特例計量器(廃止)専用	機器点グループ専用
	パターン2(電力量専用)	特例計量器(廃止)専用	機器点グループ専用
必要署名			
必要場所住所			
〒			
供給地点特定番号 (22桁)	09		0000000000
受電地点特定番号 (22桁)	09		0000000000
機器点特定番号 (22桁)			
特例計量器等・無線端末等の設置状況	設置予定日		
特例計量器ID (14桁)			
無線端末識別ID (30桁)	08	0000000000	* **
認証ID(スワド) (16桁)			
機器点電圧			
計量器種類			
特例計量器等の計量方向			
特例計量器等の計量区分			
特例計量器等の兼率	倍		

3. 確認事項 ※パターン1：機器点の調整力活用 (UCA) の申込の場合は以下を確認します。

① 廃止時点で供給調整市場に参加される場合は、下記の条件を満たす必要がありますので、小売電気事業者さまにて事前にご確認ください。
(一般社団法人 電力供給調整力取引所 (EPHX) が定める「取引規程」の一部抜粋)
※ 下記の条件を満たさない場合は、当該システム申込をお取りする場合がございます。

② 申込時点で供給調整市場に参加されていないこと。

③ 申込時点で電力法に関する契約が締結されていないこと。

④ 本申込みにおける機器点の再引線工事による調整力確保が可能な電圧レベルの調整力確保取得期間で取引する電力量は調整力確保の分が不足しない状態にないこと。

⑤ 本申込みにおける機器点の再引線工事、受電点での調整力確保の契約が締結されている場合、調整力取引グループで調整力確保の再引線工事を実施していないこと。

⑥ 本申込みにおける機器点の再引線工事、受電点での調整力確保の契約が締結されている場合、調整力取引グループで調整力確保の再引線工事を実施していないこと。

⑦ (受電点から供給調整市場に参加する場合) 本申込みにおける機器点でパターン1・パターン2を申込する場合は、同一の機器点からの申込であること。

⑧ 受電点に属する機器点の廃止がある場合、すべての機器点の廃止が同時に発生していること。

廃止申込み時に必要となる情報	
供給地点特定番号	
受電地点特定番号	
機器点特定番号	
廃止するサービス (パターン)	
廃止理由	
終了希望日	



➤ 廃止申込みの際の注意事項

- パターン1の場合、受電点事業者からの特定計量システムの廃止申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約に関する変更またはリソースの削除申込みを実施いただく必要があります。
- 本サービスが廃止となる前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。

パターン1の場合に必要な申込み



➤ 受電点託送契約の廃止またはSW時の扱い

- 受電点における託送契約の廃止またはSWにあわせ、特定計量システムの利用を終了させていただく場合があります、この場合は、受電点事業者からの廃止申込みは不要です。
- なお、再点またはSW後にも、引き続き特定計量システムを利用する場合は、新設申込みが必要となります。

廃止・SWする託送契約	特定計量システムの利用を終了するサービス
接続供給契約	パターン1・2
発電量調整供給契約	パターン1 (同一機器点でパターン1・2の利用がある場合において、パターン2は終了しません。)

【凡例】

- 当社
- 受電点事業者
- 利用事業者

特定計量システム
廃止申込み

- 特定計量システムの利用終了や、特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスを変更する場合、事前の廃止申込みが必要となります。
- 廃止申込みについては、終了希望日の**10営業日前まで**に申込みいただく必要があります。
- 申込方法は当社所定の申込書に必要情報を記載し、以下の当社窓口への廃止申込みをお願いします。
受電点高圧：（メールアドレスと部署名）
受電点低圧：（メールアドレスと部署名）

申込内容の確認

- 廃止申込書に記載の終了希望日等の情報を確認いたします。また、申込書の記載内容に不備があった場合、受電点事業者へ修正の依頼を実施いたします。
- 特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスの変更に伴う廃止申込みで取替後の設備情報にて新設申込みがあった場合は、新設申込みの内容を審査いたします。

廃止日
(取替日・SW日)

IoTルート閉塞作業

- 当社は、システム処理等により廃止予定日にてIoTルート閉塞処理を実施いたします。
- なお、特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスの変更や受電点契約の廃止再点またはSWに伴う廃止申込みにて、引き続き特定計量システムを利用希望の場合で、受電点事業者（SWの場合はSW後の受電点事業者）から事前に新設申込みがあった場合、IoTルートの閉塞処理等は実施いたしません。

特例計量器等
撤去・取替工事

- 特例計量器等の撤去に伴う廃止の場合、廃止日翌日以降に特例計量器等を取り外していただきます。
- 特例計量器等の取替に伴う廃止の場合、廃止日に特例計量器等の取替を実施していただきます。

確定使用量メッセージ
作成および送付

- パターン2の場合、廃止日24時までの確定使用量メッセージを作成いたします。
また、特例計量器等の取替に伴う廃止の場合も同様に、廃止日24時までの確定使用量メッセージを作成いたします。
- 廃止日後4営業日までに、受電点事業者へ作成した確定使用量メッセージを送付いたします。
- なお、パターン1の受電点事業者について、確定使用量メッセージの作成および送付はございません。

特定計量システムの利用終了※

※引き続き特定計量システムを利用希望の場合は、あらかじめ新設申込みが必要となります。
この場合、特定計量システムを引き続き利用いただけます。

登録情報変更申込みと申込み方法

- 登録情報変更申込みとは **受電点の契約情報に変更がなく、本サービス内容に変更が生じる場合**に必要となる申込みです。(具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照)
- 申込みにあたっては、当社所定の様式により、受付システムから **3営業日前まで**にあらかじめ申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。
(例：1受電点に4つの機器点が存在する場合で、全ての機器点の登録名義を変更したい場合は、申込みを4件いただく必要があります。)
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量システム登録情報変更申込書

九州電力送配電株式会社 宛
 申込日
特定計量システム利用（新增設・廃止・登録情報変更）申込書

1. 同意事項 ※申込みにあたり、以下の内容についてご確認のうえ、チェックをお願いします。

□ 特定計量システムを利用するにあたり、以下を遵守します。

① 高圧送電系統(高圧)の接続は、高圧送電系統の接続に適合する機器を使用してください。
 ② 高圧送電系統(高圧)の接続は、高圧送電系統の接続に適合する機器を使用してください。また、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する場合は、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する必要があります。
 ③ 高圧送電系統(高圧)の接続は、高圧送電系統の接続に適合する機器を使用してください。また、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する場合は、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する必要があります。
 ④ 高圧送電系統(高圧)の接続は、高圧送電系統の接続に適合する機器を使用してください。また、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する場合は、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する必要があります。
 ⑤ 高圧送電系統(高圧)の接続は、高圧送電系統の接続に適合する機器を使用してください。また、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する場合は、高圧送電系統(高圧)の接続に適合する機器を使用する必要があります。

2. 申込内容 ※2台以上の特例計量機器を接続・廃止される場合は2台毎に別の特例計量機器情報につきましては、別紙をご利用ください。

申込種別				
利用用途				
特例計量機器(高圧)の種類	パターン1(計量力50k)	利用開始(廃止)希望日		機器点のナンバー
特例計量機器(低圧)の種類	パターン2(計量力50k)	利用開始(廃止)希望日		機器点のナンバー
必要書名	印			
必要場所住所	〒			
必要者氏名	〒			
必要者印	〒			
供給地点特定番号(22桁)	09		00000000	
受電地点特定番号(22桁)	09		00000000	
機器点特定番号(22桁)				
特例計量機器等・無償端末等の設置状況		設置予定日		
特例計量機器ID(14桁)				
無償端末識別ID(30桁)	08	00000000	* * *	
認証(CAコード)(16桁)				
機器点電圧				
計量器種類				
特例計量機器等の計量方向				
特例計量機器等の計量区分				
特例計量機器等の费率				倍

3. 確認事項 ※パターン1：機器点の電圧が低圧(LUCA)の場合は以下をご確認ください。

■ 機器点で供給設備市場に参加される場合は、下記の条件を満たす必要がありますので、小売電気事業者さまにて事前に確認ください。
 (一般社団法人 電力供給調整力取引所 (EPRX) が定める「取引規程」の一部抜粋)
 ※ 下記の条件を満たさない場合は、当該システム申込をお断りする場合がございます。

① 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ② 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ③ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ④ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ⑤ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ⑥ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ⑦ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。
 ⑧ 受電点の電圧が低圧(10kV以下)の場合は、受電点の電圧が低圧(10kV以下)であることを確認してください。

登録情報変更申込み時に必要となる情報

供給地点特定番号

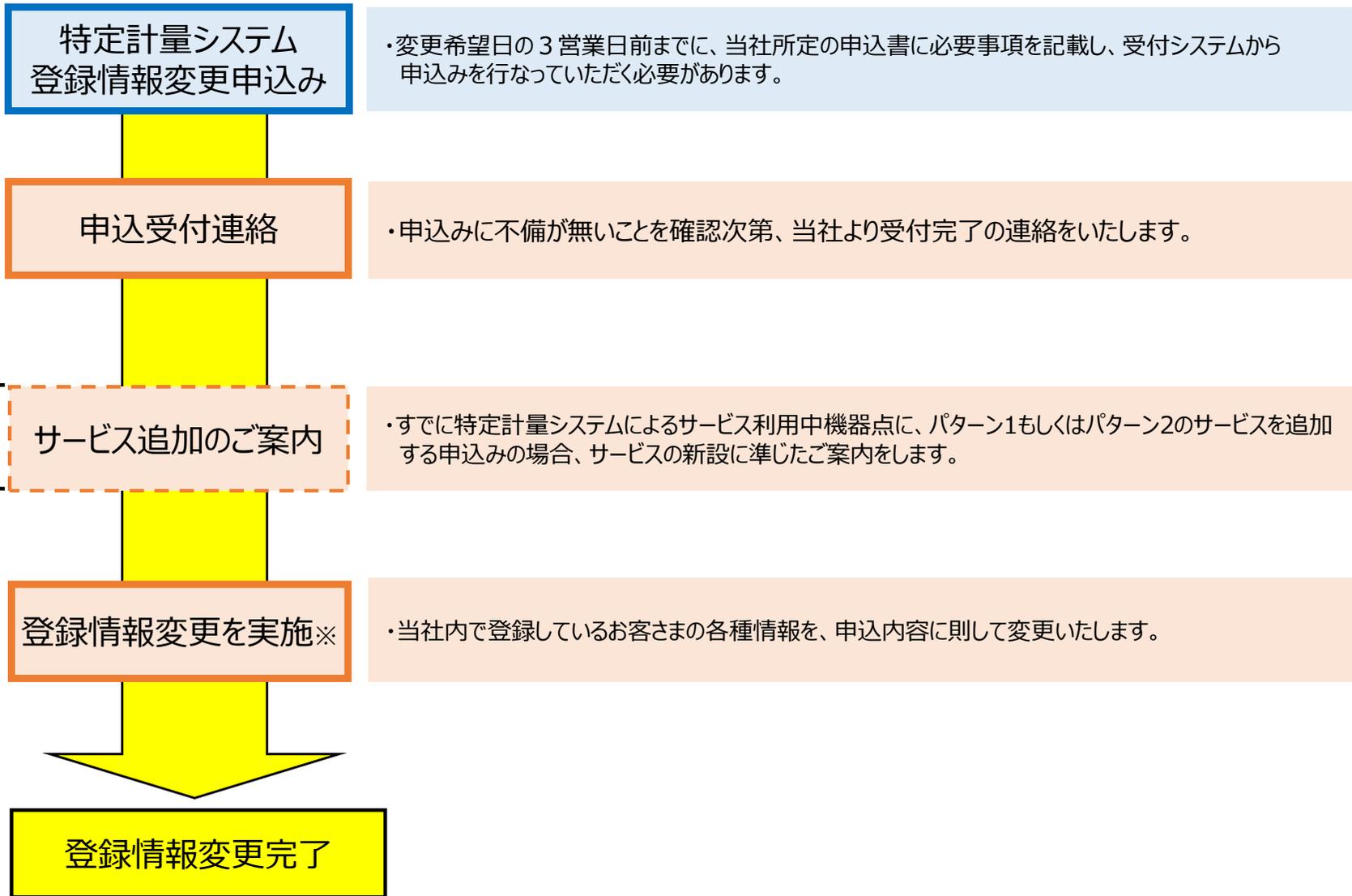
受電地点特定番号

機器点特定番号

変更内容

変更内容反映希望日

【凡例】
 当社
 受電点事業者



・変更希望日の3営業日前までに、当社所定の申込書に必要事項を記載し、受付システムから申込みを行なっていただく必要があります。

申込受付連絡

・申込みに不備が無いことを確認次第、当社より受付完了の連絡をいたします。

サービス利用中の機器点
 にパターン1もしくは
 パターン2のサービスを
 追加する場合

サービス追加のご案内

・すでに特定計量システムによるサービス利用中機器点に、パターン1もしくはパターン2のサービスを追加する申込みの場合、サービスの新設に準じたご案内をします。

登録情報変更を実施※

・当社内で登録しているお客さまの各種情報を、申込内容に則して変更いたします。

登録情報変更完了

※登録情報変更の申込みでは、当社側での工事は実施しません。
 次世代スマートメーターへの取替等の施工が必要となる申込みの場合は、新設の取り扱いをご確認ください。

4-1. 特定計量システムを用いたサービス内容

➤ 電力量の算定

- 電力量の算定単位は機器点単位とします。
- 当社から受電点事業者に対しての特例計量器等の30分値提供桁数は、電力広域的運営推進機関にて定める電気事業者間のシステム連携に係る規格等に従い、以下のとおりとします。（パターン1での提供については取引規程を参照。）

機器点の電圧区分	特例計量器等の30分電力量提供桁数※1
機器点低圧※2	最大6桁（小数点以下含む）
機器点高圧※3	最大6桁（整数のみ）

- ※1 特例計量器等から無線端末へ9桁（整数6桁・少数3桁）で連携。無線端末で8桁（整数5桁・少数3桁）へ変換（上1桁目を削除）し、電力SMシステムへ連携。最大6桁に変換し公開サーバ経由で、受電点事業者へ提供。（受電点事業者に提供するのはパターン2のみとなります。）
- ※2 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）以下のもの。
- ※3 機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）を超えるもの。

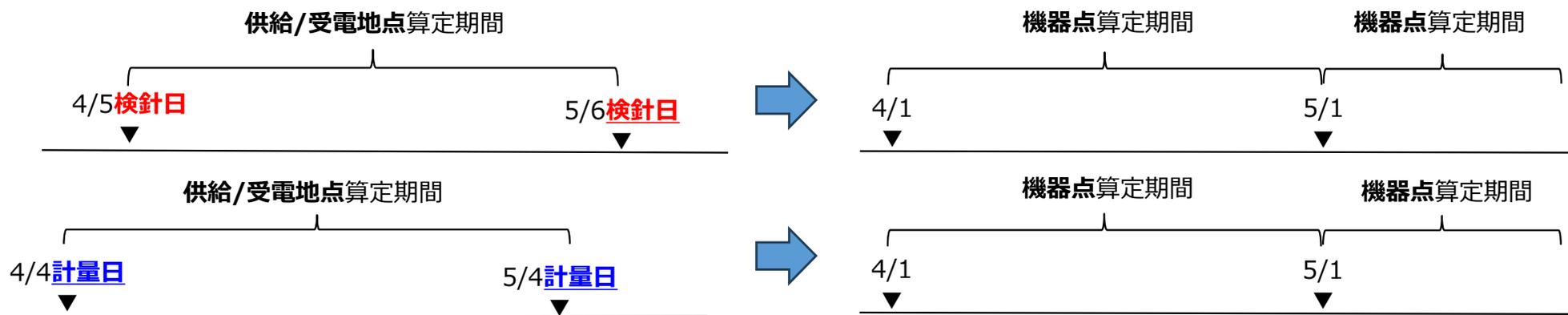
➤ 欠測補完

- パターン1において、受電点事業者にて欠測補完対応が必要となります。
- パターン2において、欠測補完対応は実施いたしません。

- 機器点電力量の算定期間は、供給/受電地点の算定期間にかかわらず、原則として前月1日から前月末日までとなります。
- ただし、パターン1を新たに開始する場合の機器点電力量の算定期間は、調整力活用の開始日から当該月の末日までの期間となります。
- また、パターン1を終了する場合の機器点電力量の算定期間は、当月1日から調整力活用の終了日までの期間となります。

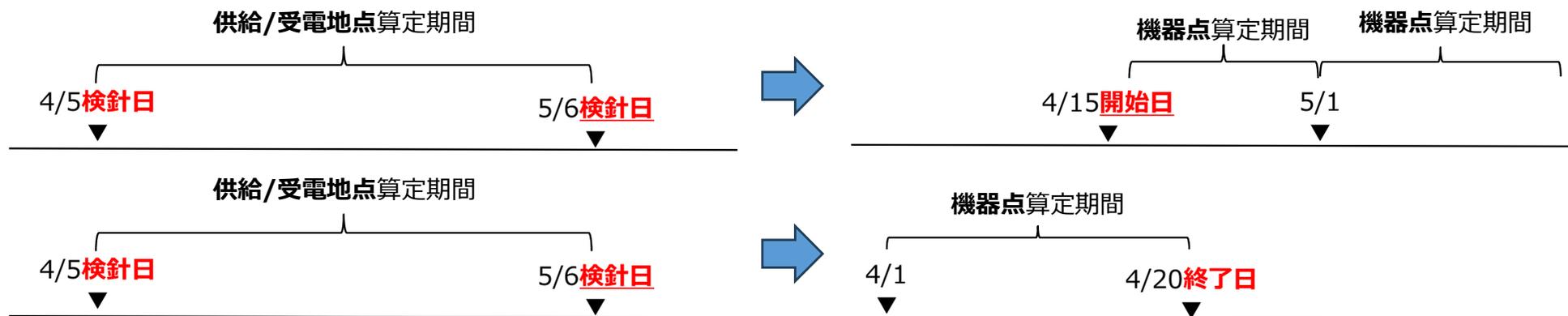
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点電力量の算定期間は、前月1日から前月末日（供給地点・受電地点の算定期間を問わない）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン1を開始するケースおよび4/20にパターン1を終了するケースを示す



- 機器点電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当社は受電点事業者へ当該欠測を補完するデータの提出を依頼し、当該欠測の解消を行いません。（解消方法の詳細については5-1-1 “サービス利用に際しての留意点（パターン1）”をご確認ください）
- なお、当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し算定します。
- また、長期間にわたる欠測等により均等配分補正が実施できない場合、当該欠測コマの機器点電力量はゼロとして取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン
【第1.0版】から抜粋

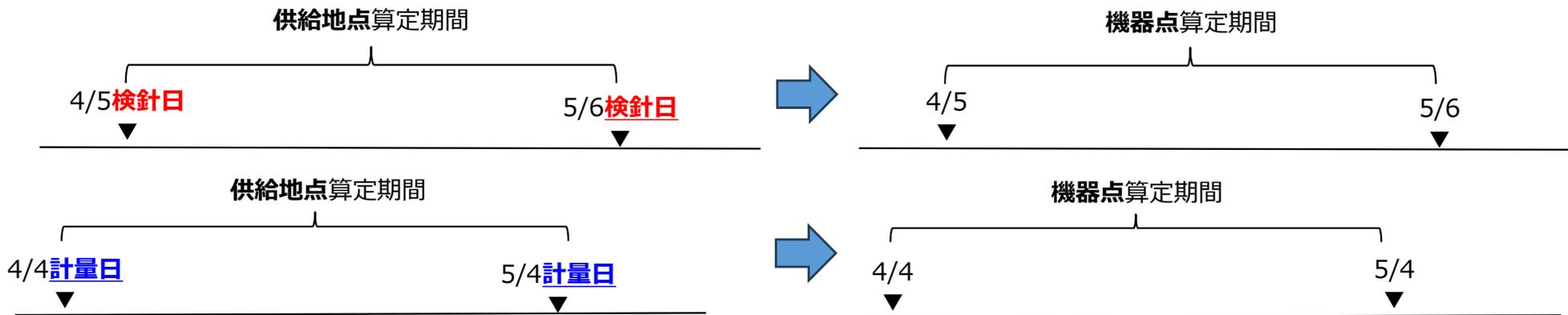
2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

- 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり
 - ▶ 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
 - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
 - ▶ 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
 - ▶ 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
 - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
 - ▶ 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
 - ▶ 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
 - ▶ 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
 - ▶ なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
 - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日までに補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

- 機器点使用電力量の算定期間は、原則として供給地点における接続送電サービス料金の算定期間と同一となります。
- ただし、パターン2を新たに開始する場合の機器点使用電力量の算定期間は、開始日から供給地点における直後の検針日または計量日の前日までの期間となります。
- また、パターン2を終了する場合の機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における直前の検針日または計量日から機器点使用電力量の算定終了日までの期間となります。

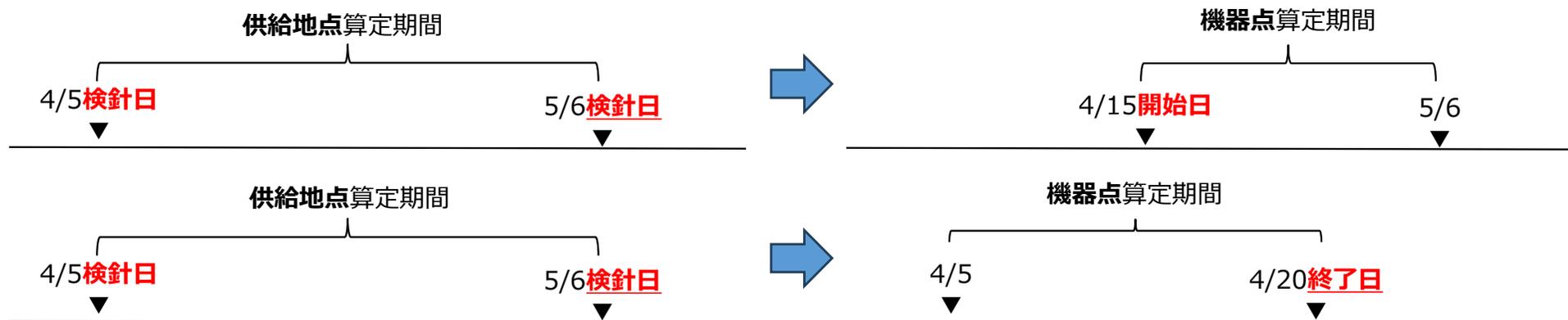
<通常ケース：月内に開始・終了等が発生していない場合>

機器点使用電力量の算定期間は、供給地点と同様（供給地点・機器点の電圧区分の違いは問わない）



<例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合>

※以下、4/15にパターン2を開始するケースおよび4/20にパターン2を終了するケースを示す



- 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当該欠測に係る時刻の電力量は欠測として取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

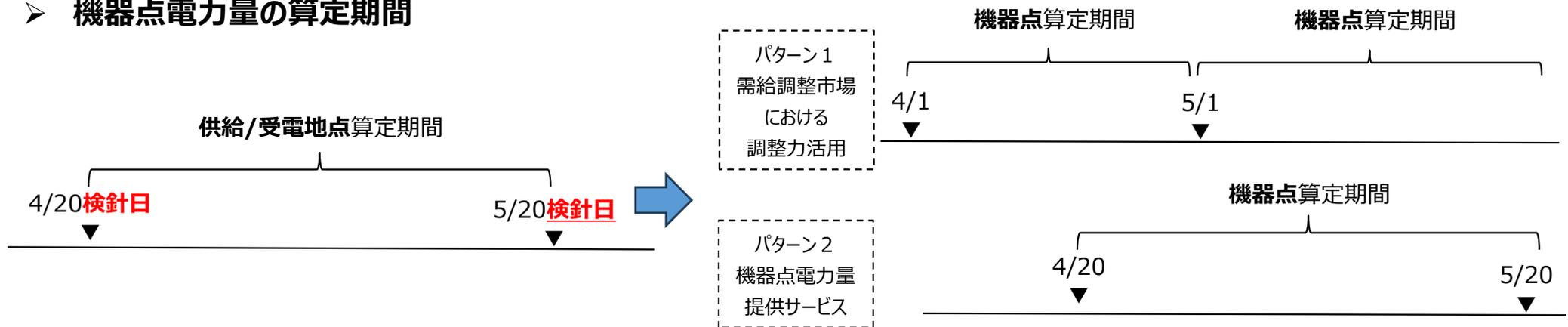
2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
 - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
 - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
 - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
 - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
 - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
 - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

- 機器点電力量の算定は、4-1-2“電力量の算定(パターン1)”および4-1-3“電力量の算定(パターン2)”それぞれにもとづいて実施します。
- なお、パターン1で受電点事業者の補完データにより欠測を解消した場合、当該補完データにもとづき算定した機器点電力量をパターン2においても提供することがあります。

➤ 機器点電力量の算定期間

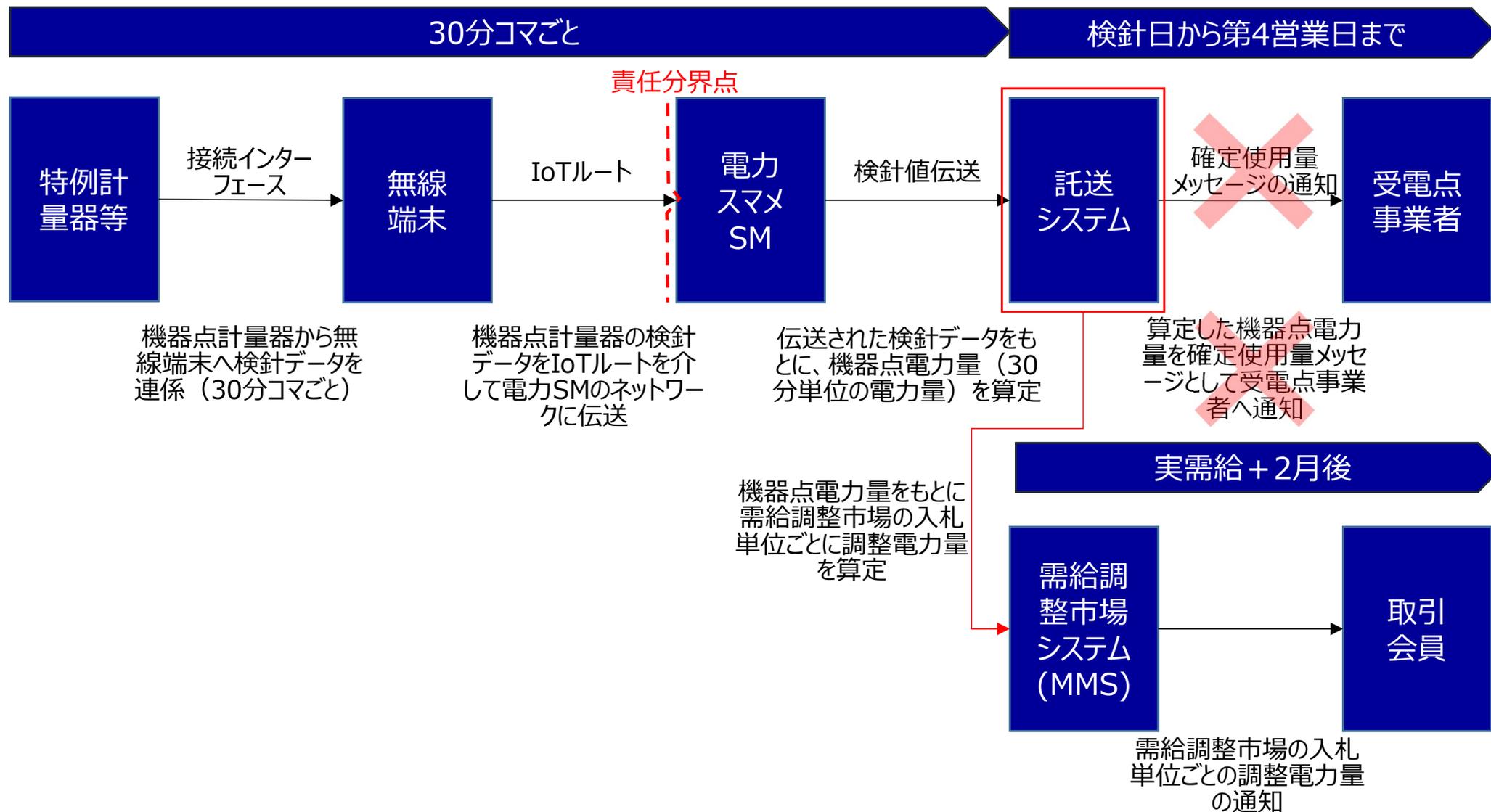


➤ パターン2におけるパターン1の補完データの利用

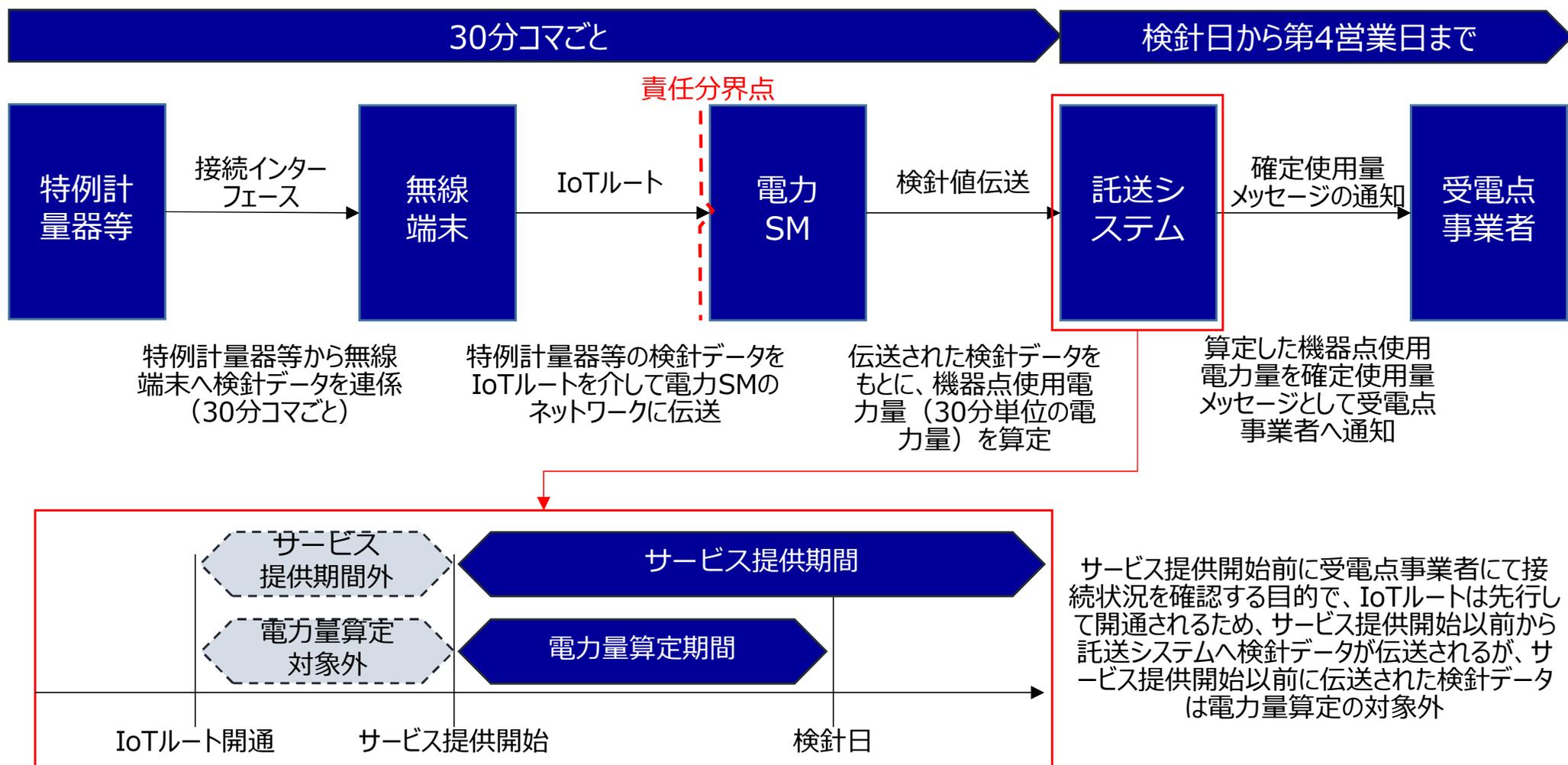
<凡例> ○ : 検針値あり × : 欠測 ◯ : 補完データによる欠測解消

	パターン1 算定日				パターン2 算定日							
	4/20	5/1	5/15	5/20	4/20	5/1	5/15	5/20				
5/1断面	○	×	×	×								
5/15断面	○	◯	◯	◯	×	×	×					
<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">パターン1における算定期間（4/1～4/30）の欠測を補完データにより解消</div>												
5/20断面	○	◯	◯	◯	×	×	×	×	×			
<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">パターン2における算定期間（4/20～5/20）のうち、補完データにより欠測解消したコマについては、補完データにより提供</div>												

- パターン2とは異なり、確定使用量メッセージとして機器点電力量を受電点事業者へ通知いたしません。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データおよび月中でサービスの利用を終了する場合の電力量の算定期間に関する扱いはパターン2と同様です。



- 検針日から起算して原則第4営業日までに特定計量月間確定使用量メッセージの30分電力量全量 of データ要素にて機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データについては、機器点使用電力量の算定対象外といたします。
- なお、月中でサービスの利用を終了する場合は、原則機器点使用電力量の算定期間終了日の翌日に確定使用量メッセージとして機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。



5-1. 特定計量システムのご利用に際して

➤ 欠測補完データの提出について

- パターン1のサービス利用にあたり、**機器点電力量に欠測が生じた場合**、調整力に供出された電力量の算定、ならびに当該受電点事業者等とのインバランス算定に影響があるため、受電点事業者から当社へ**欠測補完データを提出いただく必要があります**。
- なお、欠測補完に関する主な運用ルールについては「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】」にて整理がなされております。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末・電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携の Protokol を活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

- パターン1のサービス利用にあたり、機器点電力量の欠測補完データを提供いただく際は、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

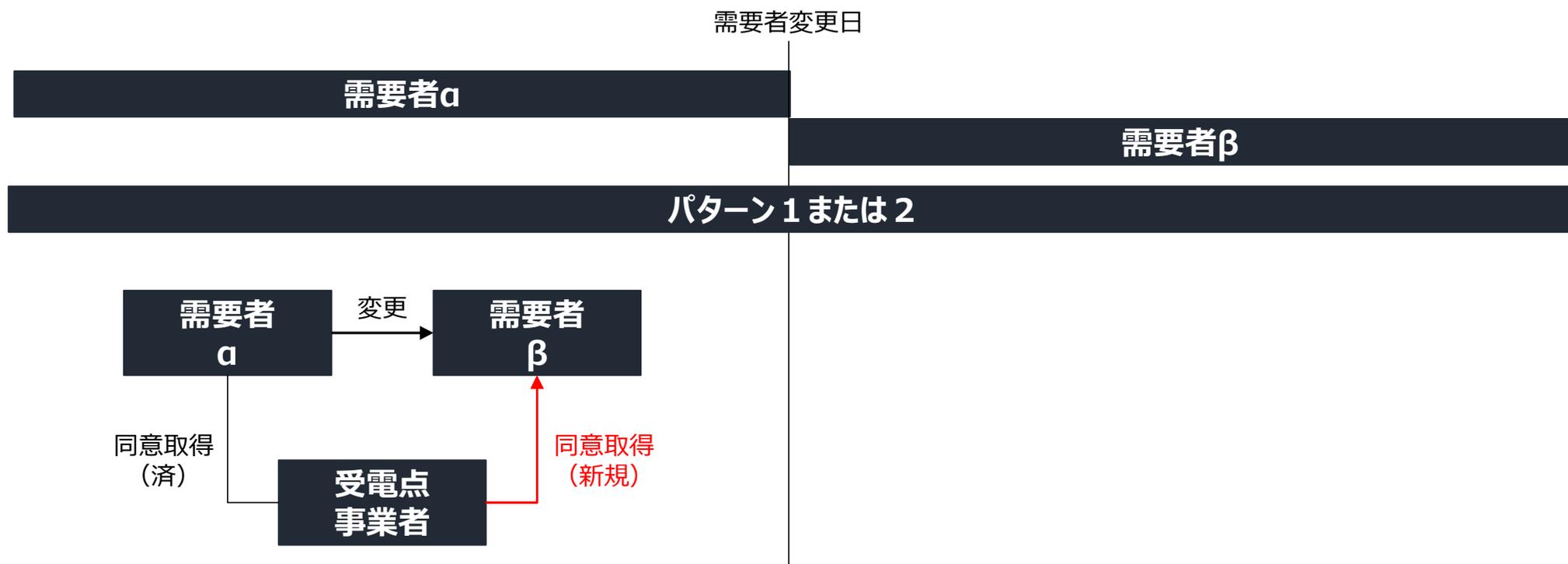
<機器点電力量に欠測が生じた場合のデータ提供時の主な留意事項>

- 当社から受電点事業者への欠測補完データの提出依頼は、原則、受電点検針日から起算して**第4営業日**までにいたします
- 受電点事業者から当社へ提出いただく**欠測補完データは指示数（8桁）**とすること
- 欠測補完データの対象期間は、**原則、対象月前月最終指示数から対象月最終指示数（N-1月末日24:00～N月末日24:00）**とすること
- 機器点特定番号は機器点でL、Gで一つとなるため、**順潮流と逆潮流の指示数（8桁）**についてそれぞれ分けて記載の**うえ提供**すること
- 欠測補完データは**受電点検針月24日から起算して第5営業日前まで**に提出すること（期限を超過した場合は均等配分補正を行います。また、均等配分補正ができない場合は当該コマを0 kWhとします）

➤ 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン1およびパターン2を利用するにあたって、当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供する場合があります。
- 受電点事業者はパターン1およびパターン2の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「関係規程類において必要となる需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者等へ提供することおよび受電点事業者等から当社が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること」の承諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。また、当社が求めるときは、需要者または発電者が同意したことを確認できる契約書等における規定の写しを提出していただきます。
- また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

➤ 需要者変更時の対応イメージ



5-1-3.特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

▶ 特定計量システムの利用に関する個人情報の取扱い

- 特定計量システムの利用に際し、受電点事業者と当社において、需要者または発電者の個人情報を取り扱う（提供および受領する）場合があります。
 - ✓ 受電点事業者⇒当社：需要者からの申し出（同意）にもとづき、需要者名義や住所を提供（利用申込）する等
 - ✓ 当社⇒受電点事業者：需要者の機器点電力量を提供する等
- 需要者または発電者の個人情報を第三者提供（共同利用）する場合、「①需要者または発電者本人の同意を得る」もしくは「②需要者または発電者本人が容易に知り得る状態（例：②個人情報の共同利用について掲載）にすることで需要者または発電者本人の同意を不要とする」いずれかにて対応する必要があります。（個人情報保護法第27条第5項第3号）
- 現行、「託送供給等に関する個人情報」を共同利用する旨は、当社HPの共同利用プライバシーポリシーに規定しているところ、「特定計量システムの利用に関する個人情報」の共同利用（当社⇒受電点事業者：需要者の機器点電力量を提供する等）についても、当社HPへの「②個人情報の共同利用について」掲載します。
- なお、受電点事業者は、特定計量システムを利用するにあたって、「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料」の「5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン1および2）」に記載のとおり、需要者または発電者からの同意取得について、ご対応をお願いいたします。
- 当社は必要に応じ、受電点事業者へ個人情報の第三者提供（共同利用）に関する書類の提出を求める場合があります。その場合、受電点事業者は需要者または発電者の個人情報について第三者提供（共同利用）に関する同意を需要者または発電者からえていることを証明する書面等の写しを当社へ提出していただきます。

▶ 共同利用プライバシーポリシーに掲載する場合の共同利用項目（個人情報保護法第27条第5項第3号の規定内容）

1. 共同利用する者の範囲
2. 共同利用の目的
3. 共同利用する情報項目
4. 共同利用の管理責任者

6-1. 定義

用語	用語の説明
電力SM	計量機能に加え、通信機能を備えた電力量計（スマートメーター）
電力SMシステム	電力SM、SM通信NW、HES、MDMSにより構成されるスマートメーターシステムの総称
HES	ヘッドエンドシステム（Head End System）
MDMS	メーターデータ管理システム（Meter Data Management System）
託送業務システム	託送料金の計算や小売電気事業者等への電力量提供用システム
特例計量器等	利用事業者が特定計量を行なうために設置する計量器
無線端末	SM通信NWに接続するために、特例計量器等と接続される無線装置（特例計量器等に内蔵される場合は、その無線機能をいう）
公開サーバ	一送が特例計量器等の計量データを小売電気事業者等に公開するためのサーバ装置
特定計量システム	特例計量器等、無線端末、電力SMシステム、公開サーバにより構成されるシステム全体の総称
機器点計量器等	当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（IoTルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（以下「IoTルートガイドライン等」という。）を遵守したもの
IoTルート	機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
特例計量器ID	特例計量器等を特定するためのIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
無線端末ID・認証ID	無線端末を特定するためのIDで、変更不可なものであり、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。
ペアリングID（Pairing ID）	IoTルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
認証パスワード	IoTルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。なお、必要に応じて変更できるもの
検針データ	特例計量器等で計量され、IoTルートを介して当社へ伝送される積算電力量

用語	用語の説明
受電点	電力SMが設置されている計量点
機器点	受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点
受電点事業者	特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行なっている小売電気事業者（受電点事業者と利用事業者が同一のケースも存在する）
利用事業者（機器点事業者）	特例計量器等の情報伝送にIoTルート経由で電力SMシステムを利用する事業者。（サービス提供事業者、アグリゲーター等）
需要者	託送供給等約款に定める需要者
契約者	託送供給等約款に定める契約者
機器点特定番号	機器点ごとに当社が発行する識別番号
需要場所	託送供給等約款に定める需要場所
供給地点	託送供給等約款に定める供給地点
受電地点	託送供給等約款に定める受電地点
接続供給契約	託送供給等約款に定める接続供給契約
発電量調整供給契約	託送供給等約款に定める発電量調整供給契約
臨時接続送電サービス	託送供給等約款に定める臨時接続送電サービス
予備送電サービス	託送供給等約款に定める予備送電サービス
機器点電力量	機器点で計量した検針データを用いて算定した電力量
機器点使用電力量	供給側の機器点電力量